（その1）

収　支　報　告　書

会計	繰越	検算	転記		
ニ	ニ	ク	オ	○	

※該当箇所に［レ］すること。

（ふりがな）　みんしんとう ぎいんひれいくだい３９そうしぶ

1　政治団体の名称　~~民進党~~ 参議院比例区第３９総支部

2　主たる事務所の所在地　東京都港区三田２－７－１３ ＴＤＳ三田

3　代表者の氏名　小林　正夫

4　会計責任者の氏名　吉田　茂

5　平成　２７　年分

団体コード	1 1 5 0 1 3 8 0 4 N 2 0 2 0
前年繰越額	6，602，365 円

事務担当者の氏名　廣島 梨文

電話番号　０３－６５５０－０４０６

政治団体の区分
□ 政党
☑ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
□ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無
□ 有　☑ 無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　小林　正夫
公職の種類　参議院議員　（現）・候）

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付 28.7.29 収支公開室 第　号

3279号 28.5.31 東京都選挙管理委員会 事務局

2643

受付	審査	確認	消込

006530

(その2)

全国団体用

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	*24,199,526*
（前年からの繰越額）	*6,602,365*
（本年の収入額）	*17,597,161*
支　出　総　額	*10,695,432*
翌年への繰越額	*13,504,094*

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	*1,497,000*
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	1497

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	*0*	
（うち特定寄附）	*0*	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	*0*	
(ウ) 政治団体からの寄附	*0*	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	*0*	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	*0*	
イ　政党匿名寄附	*0*	
合　計　（ア　＋　イ）	*0*	

(その５)

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　　考
民主党本部	3,000,000	27. 3. 13	東京都千代田区永田町1-11-1	
民主党本部	2,000,000	27. 5. 15	東京都千代田区永田町1-11-1	
民主党本部	500,000	27. 9. 10	東京都千代田区永田町1-11-1	
民主党本部	2,000,000	27. 10. 9	東京都千代田区永田町1-11-1	
民主党本部	5,000,000	27. 10. 30	東京都千代田区永田町1-11-1	
民主党本部	2,500,000	27. 12. 10	東京都千代田区永田町1-11-1	
民主党東京都総支部連合会	1,100,000	27. 12. 15	東京都千代田区永田町1-11-1	
この頁の小計	16,100,000	(注) 同一本部・支部からの交付金は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」を入れて下さい。		
合　　計	16,100,000			

(その6)

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	161	
合　　計	161	

(注) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して記載して下さい。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

（1）支　出　の　総　括　表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経　常　経　費		
(1)　人　件　費	*0*	
(2)　光　熱　水　費	*0*	
(3)　備品・消耗品費	*2,319,243*	
(4)　事　務　所　費	*2,144,423*	
小　　計	*4,463,666*	
2　政　治　活　動　費		
(1)　組　織　活　動　費	*4,781,724*	
(2)　選　挙　関　係　費	*0*	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	*1,450,042*	ア～エの計
ア　機関紙誌の発行事業費	*771,802*	
イ　宣　伝　事　業　費	*678,240*	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	*0*	
エ　そ　の　他　の　事　業　費	*0*	
(4)　調　査　研　究　費	*0*	
(5)　寄　附・交　付　金	*0*	
(6)　そ　の　他　の　経　費	*0*	
小　　計	*6,231,766*	
合　　計	*10,695,432*	

全国団体用

(その14)

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（備品費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
空気清浄機購入	45,360	27. 4. 16	(株)ビックカメラ有楽町店	東京都千代田区有楽町1-11-1	
この頁の小計	45,360				
その他の支出	0				
合計	45,360				

（注１） ５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
文具購入	24,455	27. 1. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
事務機リース代	19,320	27. 1. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
名刺印刷代	11,448	27. 2. 27	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
事務機リース代	19,320	27. 2. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
トナー購入	28,640	27. 3. 3	(株)ビックカメラ有楽町店	東京都千代田区有楽町1-11-1	
名刺印刷代	13,608	27. 3. 9	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
事務機リース代	19,320	27. 3. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
事務機リース代	19,320	27. 4. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー用紙購入	16,079	27. 5. 7	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
名刺印刷代	11,448	27. 5. 11	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
事務機リース代	19,320	27. 5. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
コピー用紙購入	15,182	27. 6. 8	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
名刺印刷代	11,448	27. 6. 22	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
事務機リース代	19,320	27. 6. 29	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
事務機リース代	16,200	27. 7. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
この頁の小計	264,428				
その他の支出					
合計					

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
コピー用紙購入	17,877	27. 8. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
名刺印刷代	11,448	27. 8. 26	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
事務機リース代	16,200	27. 9. 28	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
事務機リース代	16,200	27. 10. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
名刺印刷代	11,448	27. 10. 29	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
コピー用紙購入	10,222	27. 11. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
プリンターインク購入	39,960	27. 11. 18	(株)ビックカメラ有楽町店	東京都千代田区有楽町1-11-1	
事務機リース代	16,200	27. 11. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
事務機リース代	16,200	27. 12. 28	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
この頁の小計	155,755				
その他の支出	1,804,452				
合計	2,224,635				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（定期購読料）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
業界新聞	24,624	27. 2. 27	一般社団法人日本電気協会新聞部	東京都千代田区有楽町1-7-1	
業界新聞	24,624	27. 11. 9	一般社団法人日本電気協会新聞部	東京都千代田区有楽町1-7-1	
この頁の小計	49,248				
その他の支出	0				
合計	49,248				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（賃借料）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
事務所家賃	*158,400*	27. 12. 8	全国電力関連産業労働組合総連合	東京都港区三田2-7-13 TDS三田3F	
この頁の小計	*158,400*				
その他の支出	*0*				
合　計	*158,400*				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費（通信費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
郵送費	27,600	27. 1. 9	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電報利用料	77,220	27. 1. 20	株式会社ヒューモニー	東京都中央区銀座1-2-4サクセス銀座ファーストビル7FIT法案の質疑	
電話料	13,577	27.1. 26	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料	10,065	27. 3. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
レタックス	11,840	27. 4. 13	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
レタックス	21,312	27. 4. 27	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話料	24,168	27. 4. 27	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料	12,428	27. 5. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料	21,178	27. 6. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料	20,282	27. 7. 27	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料	16,680	27. 8. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料	17,376	27. 10. 26	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料	14,634	27. 11. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料	29,492	27. 12. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
この頁の小計	317,852				
その他の支出	184,417				
合計	502,269				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
事務機使用料	22,581	27. 1. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
来客茶代	20,714	27. 1. 20	エームサービス株式会社	東京都港区赤坂2-23-1	
書籍購入	16,800	27. 1. 30	五車堂書房参議院内	東京都千代田区永田町1-7-1	
事務機使用料	25,421	27. 2. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
来客茶代	20,908	27. 2. 17	エームサービス株式会社	東京都港区赤坂2-23-1	
事務機使用料	19,813	27. 3. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
来客茶代	22,183	27. 3. 16	エームサービス株式会社	東京都港区赤坂2-23-1	
事務機使用料	17,956	27. 4. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
来客茶代	21,794	27. 4. 14	エームサービス株式会社	東京都港区赤坂2-23-1	
事務機使用料	33,581	27. 5. 7	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
来客茶代	21,794	27. 5. 20	エームサービス株式会社	東京都港区赤坂2-23-1	
事務機使用料	31,543	27. 6. 8	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
来客茶代	21,988	27. 7. 16	エームサービス株式会社	東京都港区赤坂2-23-1	
事務機使用料	36,057	27. 7. 21	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
事務機使用料	23,009	27. 8. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
この頁の小計	356,142				
その他の支出					
合計					

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
来客茶代	21,794	27. 8. 25	エームサービス株式会社	東京都港区赤坂2-23-1	
来客茶代	21,988	27. 9. 24	エームサービス株式会社	東京都港区赤坂2-23-1	
事務機使用料	26,574	27. 9. 24	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
事務機使用料	13,599	27. 10. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
来客茶代	21,988	27. 10. 29	エームサービス株式会社	東京都港区赤坂2-23-1	
事務機使用料	16,193	27. 11. 6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
企業名鑑購入	22,536	27. 11. 9	一般社団法人日本電気協会新聞部	東京都千代田区有楽町1-7-1	
会計監査報酬	216,000	27. 11. 10	税理士法人山崎事務所	東京都港区新橋2-16-1ニュー新橋ビル1120	
事務機使用料	14,381	27. 12. 7	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
この頁の小計	375,053				
その他の支出	752,559				
合計	1,483,754				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

（3）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（行事・会議費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	54,000				
合計	54,000				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（旅費交通費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
航空券購入	154,360	27. 2. 4	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	60,240	27. 2. 17	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	63,990	27. 3. 5	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
航空券購入	153,560	27. 3. 13	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	23,040	27. 3. 19	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	39,350	27. 4. 17	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	32,030	27. 4. 24	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	44,390	27. 5. 14	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
航空券購入	134,360	27. 5. 15	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	32,640	27. 5. 25	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	38,460	27. 5. 29	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	11,110	27. 5. 28	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
航空券購入	18,000	27. 6. 11	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	30,640	27. 9. 25	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
JR乗車券購入	18,160	27. 12. 14	JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1参議院別館2階	
この頁の小計	854,330				
その他の支出	3,873,394				
合計	4,727,724				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

（3）政治活動費の内訳		項目別区分	機関紙誌の発行事業費（制作費・印刷費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
印刷費	771,370	27. 12. 28	有限会社邦明社	東京都江東区高橋4-18	
この頁の小計	771,370				
その他の支出	432				
合計	771,802				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費（宣伝広告費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
ホームページ技術支援料	401,760	27.4.7	株式会社日立システムズパワーサービス	東京都江東区永代2-37-28澁澤シティープレイス永代	
ホームページ技術支援料	276,480	27.11.10	株式会社日立システムズパワーサービス	東京都江東区永代2-37-28澁澤シティープレイス永代	
この頁の小計	678,240				
その他の支出	0				
合計	678,240				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　（注）有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 28 年 6 月 27 日

政治団体の名称　民進党 ~~[illegible]~~参議院比例区第39総支部

会計責任者の氏名　吉田茂　㊞

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ記載すること。**）

代表者の氏名　　㊞

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

平成２８年５月２７日

民進党参議院比例区第３９総支部
代表　小林　正夫　殿

登録政治資金監査人　山崎布抄
登　録　番　号　第３０６５号
研修修了年月日　平成21年12月17日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民進党参議院比例区第３９総支部の平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、民進党参議院比例区第 39 総支部の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると山崎布抄が判断したため、私の属する税理士法人山崎事務所の主たる事務所（東京都港区新橋２丁目 16 番１号ニュー新橋ビル 1131 号室）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿等の関係書類が保存されていた。また、全ての支出について領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

３　業務制限

民進党参議院比例区第３９総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、民進党参議院比例区第３９総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上